

口座振替規定

第1条 預金口座からの引落とし

当行に請求書が送付されたときは、お客さまに通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払います。この場合、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、普通預金口座より引落します。

第2条 払戻可能額が不足する場合の取扱い

振替日において請求書記載金額が普通預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、お客さまに通知することなく、請求書を返却します。

第3条 解約

この契約を解約するときは、当行に対し書面により届け出てください。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、当行はこの契約が終了したものと取り扱います。

第4条 免責事項

この預金口座振替について仮に紛議が生じても、当行の責による場合を除き、当行は一切責任を負いません。

第5条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定および規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

第6条 規定の変更

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示、その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上
(2020. 2. 28 現在)